

都大路法律事務所NEWS

●第29号● 2002. 1
京都市中京区庚川通西ノ町西入巴町81番地
TEL075-251-0707(代) FAX075-251-0506

MIYAKO OHJI Law Office News



新年あけましておめでとうございます。



御挨拶

弁護士 安保 嘉博
弁護士 安保 千秋

皆様すこやかに新春を迎えたことを存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は事務所の移転のため御迷惑をおかけしたと存じますが、おかげさまで十分な広さを持つすっきりした事務所になりました。京都駅から地下鉄で一本、丸太町駅を降りて直ぐと交通の便も良くなりました。どうぞお気軽にお立ちよりいただくようお願いいたします。

私どもの近況と致しましては、千秋は、引き続き子どもの権利関連の講演会に呼んでいただくことが増えています。嘉博は、民事裁判制度の改善のための日弁連の会議でよく東京に行っています。

今年は事務所の環境も整いましたので、さらに充実した法律サービスの提供に努めたいと存じます。

今年一年の皆様の御多幸御活躍を祈念して新年の御挨拶とさせていただきます。

1 「借りたものは返さねばならない」

これは何時の世でも存在する万国共通のルールですが、今日のように不況が深刻化し、個人、企業だけでなく国まで600兆円という途方もない借金を抱える時代になりますと正当に債務を免れる方法を知っておく必要があります。また逆に債権を持っている人は漫然とそれを失わないようにする方策が必要です。

2 消滅時効

個人間のお金の貸し借りの債権は放っておくと10年で消滅します（民法167条）。しかしこれは長いほうで世の中の多くの債権は短期消滅時効といつてもっと短く5年、3年、2年、一番短いものは1年で時効になります。商売上の債権の時効は原則5年ですし（商法522条）、その中でも工事の請負代金は3年、売掛金は2年、飲食代金は1年で消滅です（民法171条以下）。

債務者の立場から、時効の行使は簡単であり単に「時効ですから支払いません」と言えばよいのです。口頭でもよいのですが裁判になったときのために書面で主張すべきです。

債権者の立場から、時効にかかるのを阻止する方法は裁判や調停を起こすのですが、一番簡単な方法は「承認」といって上記期間内に債務が確かにある旨一筆書かせる、一部金を弁済せてもよいのです。注意すべきはいくら請求書を送りつづけても時効はストップしないということです。

1 皆様はどのような子育て観をお持ちですか。

子ども達の成長や子育ての現状について「子ども達が健やかに育つことが難しくなっている。親も子育てに悩み戸惑っている。だから、子どもの成長支援や親に対する子育て支援が必要」という総論は一致するけれど、各論として、具体的に何をすべきかになると手探りの状態ではないでしょうか。

2 各論のひとつとして、親が一番悩む「しつけ」について、ヒントとなるアンケートがありますので、ご紹介致します。

昨年11月、奈良で日本弁護士連合会主催のシンポジウム「少年犯罪の背景・要因と教育改革を考える」に参加していますが、子どもの声が一ありました。

このシンポに際して、①全国から、罪を犯した少年、保護者、付添人をした弁護士、それぞれ各約500名、

及び②大阪と奈良の普通高校2年生520名に対するアンケート調査を行ないました。この調査の集計・分析には、東大大学院、及び岡山大学大学院の教育学の研究室の協力を得て、熱い議論をしました。



正当に債務を免れる方法

3 相続放棄もしくは限定承認

親、子、兄弟姉妹が死亡したら、まず自分が相続人の立場であるかどうかを確認してください。法律相談もしくは電話相談で直ぐわかります。相続人であることがわかれれば、死亡から3ヶ月以内に相続放棄の手続きをするかどうか真剣に検討する必要があります。何を検討するかといえば、いまでなく財産と負債どちらが多いかの検討です。今日、相続はするのが当たり前という時代ではなくなりました。資産家でも不動産の担保割れした多額の銀行ローンを抱えている、借金も財産もないはずだとタカをくくって何もしないでいたら死亡から3ヶ月経過後にサラ金から請求が来たという例がいくらもあります。

財産と負債どちらが多いかよくわからない、負債を支払って財産が余れば相続したいという方は、放棄ではなく限定承認の手続を同じく3ヶ月以内にすることになります。これは少し複雑ですので弁護士に御相談下さい。なお生命保険金は受取人に指定されていれば相続放棄してももらえます。

4 破産、民事再生

支払困難となった個人や企業が裁判所に申し立て、債務の一部を支払いまたは全く支払わずに債務免除の決定を得るための手続きです。

安 保 嘉 博



3 その中で、「しつけ」と子どもの逸脱行動の関係について、興味深い結果が出ています。

罪を犯した少年の方が、親のしつけが厳しかったと答える者が多く、「親は自分のすることによく口をはさんだ」と感じている者が多いという結果が出ています。「親がしつけをしていないから、子どもが悪くなった」と一般論としてよく言われますが、アンケートの結果は、実際には、そうではないことを示しています。

さらに、詳細に分析したところ、厳しいしつけをしたという親の認識と受け止めた子どもの認識が食い違う場合、非行傾向が高いという結果が出ています。親が「厳格にしつけをした」と認識し、子どもが「虐待を受けた」と認識しているような親子関係に子どもの逸脱行動が最も多く、一方、親が「厳格にしつけた」と認識していても、子どもが「虐待はなかった」と答えているような親子関係では、逸脱行動が最も少なかったという結果が出ています。

つまり、しつけに関しては、厳しいだけではだめであり、子どもに対してしつけをする親の愛情が伝わるような形でしつけをしなければ、逆効果にしかならないといえます。親は子のことを思ってしつけをするのですが、親の視点からだけではなく、子どもの視点に立って考えてみることも必要だといえるでしょう（えっ？ますます混乱するって？！）。

安 保 千 秋

混乱する「子育て観」